神奈川県庁内管理規則

昭和35年４月１日  
規則第29号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 昭和36年９月26日規則第78号 | 昭和37年８月３日規則第69号 |
|  | 昭和39年３月24日規則第14号 | 昭和39年３月31日規則第68号 |
|  | 昭和41年６月14日規則第40号 | 昭和43年５月31日規則第55号 |
|  | 昭和43年６月21日規則第60号 | 昭和43年７月16日規則第76号 |
|  | 昭和44年４月１日規則第30号 | 昭和44年７月16日規則第71号 |
|  | 昭和45年３月31日規則第40号 | 昭和46年８月10日規則第93号 |
|  | 昭和47年４月１日規則第81号 | 昭和48年７月24日規則第90号 |
|  | 昭和52年３月31日規則第19号 | 昭和54年７月17日規則第65号 |
|  | 昭和55年３月31日規則第59号 | 昭和56年５月15日規則第101号 |
|  | 昭和56年10月１日規則第136号 | 昭和57年３月30日規則第17号 |
|  | 昭和57年５月31日規則第46号 | 昭和59年３月31日規則第40号 |
|  | 平成元年８月１日規則第90号 | 平成２年６月29日規則第38号 |
|  | 平成３年５月14日規則第31号 | 平成４年２月７日規則第４号 |
|  | 平成４年３月31日規則第19号 | 平成４年７月31日規則第42号 |
|  | 平成５年３月26日規則第21号 | 平成５年10月29日規則第90号 |
|  | 平成６年３月31日規則第72号 | 平成６年４月28日規則第124号 |
|  | 平成７年６月13日規則第73号 | 平成７年６月30日規則第79号 |
|  | 平成10年４月28日規則第53号 | 平成11年３月31日規則第28号 |
|  | 平成13年３月30日規則第29号 | 平成16年３月30日規則第30号 |
|  | 平成17年３月29日規則第114号 | 平成19年３月30日規則第67号 |
|  | 平成20年３月31日規則第17号 | 平成22年３月30日規則第31号 |
|  | 平成24年３月30日規則第37号 | 平成24年11月27日規則第101号 |
|  | 平成25年３月29日規則第47号 | 平成26年３月28日規則第49号 |
|  | 平成27年３月31日規則第51号 | 平成28年３月29日規則第25号 |
|  | 平成29年２月28日規則第８号 | 平成30年３月30日規則第33号 |
|  | 令和３年３月５日規則第15号 | 令和３年３月26日規則第21号 |

神奈川県庁内管理規則をここに公布する。

神奈川県庁内管理規則

（目的）

**第１条**　この規則は、庁内使用の規整及び庁内秩序の維持に関し必要な事項を定め、庁内における公務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

（用語の意義）

**第２条**　この規則において、「庁舎」とは、県において県の事務若しくは事業に供し、又は直接公共の用に供する建物及び建物以外の工作物で、知事の管理に属するものをいう。

２　この規則において「庁内」とは、庁舎及びその敷地をいう。

（管理責任者）

**第３条**　知事の委任を受けて庁内の管理を行わせるため、[別表](https://en3-jg.d1-law.com/kanagawa-ken/HTML_TMP/svhtml1359763641.0.Mokuji.36.0.DATA.html#JUMP_SEQ_185)に定める区分に従い管理責任者を置く。

２　管理責任者は、所管する庁舎及びその敷地の使用を規整し、並びに所管する庁内の秩序を維持しなければならない。

３　管理責任者に事故があるとき又は管理責任者が欠けたときは、あらかじめ管理責任者の指定する職員がその職務を行う。

*一部改正〔昭和54年規則65号〕*

（各室管理者）

**第４条**　管理責任者は、必要があると認めるときは、庁舎を使用する者のうちから各室管理者及びその代理者を指定することができる。

２　各室管理者は、管理責任者の命を受けて各室の使用規整及び室内の秩序維持にあたらなければならない。

３　出先機関（神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号）第２条第３号に規定する出先機関をいう。以下同じ。）の庁舎の管理責任者は、当該庁内の管理上特に必要があると認めるときは、当該庁舎の各室管理者に各室以外の当該庁内の使用規整及び秩序維持にあたらせることができる。

*一部改正〔昭和44年規則71号〕*

（保安員）

**第５条**　必要と認める庁舎に保安員を置き、庁内使用の規整及び庁内秩序の維持に従事させる。

*一部改正〔昭和46年規則93号〕*

（庁舎の出入り）

**第６条**　管理責任者は、庁舎に出入りしようとする者に対し、必要と認めるときは、その氏名、出入りの目的その他管理責任者が必要と認める事項を明らかにさせることができる。

*一部改正〔令和３年規則15号〕*

（かぎの使用等）

**第７条**　各室の出入口のかぎ（以下「かぎ」という。）は、各室の使用時間中は各室管理者（各室管理者を置かない庁舎にあつては管理責任者）が、それ以外の時間は当直員又は管理責任者の指定する者（以下本条において「当直員等」という。）が保管するものとする。

２　前項の規定により当直員等がかぎを保管している時間中に、かぎを使用しようとする者は、その承認を受けなければならない。

３　前項の規定により承認を受けた者がかぎの使用を終わつたときは、管理責任者が特に認める場合を除き、直ちに当直員等に返還しなければならない。

４　管理責任者は、各室の予備かぎを保管し、特に必要と認める場合に限り使用するものとする。

*一部改正〔昭和54年規則65号〕*

（火器等の使用制限）

**第８条**　庁内においては、管理責任者の承認を受けないで暖房器その他の火器を使用し、又はたき火等をしてはならない。

（放送施設の利用）

**第９条**　庁内の放送施設を利用しようとする者は、あらかじめ管理責任者又はその指定する者の承認を受けなければならない。

（会議室の利用）

**第10条**　会議室を利用しようとする者は、あらかじめ管理責任者又はその指定する各室管理者の承認を受けなければならない。

（許可行為）

**第11条**　次の各号の一に掲げる行為をする者は、事前に管理責任者の許可を受けなければならない。ただし、知事が別に指定した行為については、この限りでない。

(１)　庁内において物品の販売その他これに類する商業的行為をすること。

(２)　庁内においてポスター、看板、旗、けんすい幕その他これらに類するものを掲示し、又ははり付ける等の方法により、公衆の目にふれる状態に置くこと。

(３)　庁内において所定場所以外の場所に施設を設置し、又は物件を置くこと。

(４)　庁内において県の機関以外の者が主催して集会を開催し、又は集団で庁内に入ること。

(５)　危険物を庁内に搬入すること。

２　管理責任者は、前項の許可をするにあたり、必要と認めるときは、条件を付することができる。

３　管理責任者は、第１項の規定による許可を与えたときは、許可済の旨を明らかにするためにポスター等に検印を押し、又は許可証を発行する等必要な措置をとることができる。

*一部改正〔昭和54年規則65号〕*

（禁止行為）

**第12条**　庁内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(１)　示威又はけん騒にわたる行為をすること。

(２)　面会の強要、乱暴な言動又は嫌悪の情を催す行為をすること。

(３)　通行の妨害となる行為をすること。

(４)　庁舎又は物件を汚損し、又は毀損すること。

(５)　爆発又は引火のおそれがある物件の付近で火気を取り扱うこと。

(６)　立入制限区域（管理責任者が庁内使用の規整又は庁内秩序の維持のため関係職員（当該職員が認めた者を含む。）以外の立入りを禁止した区域をいう。）に立ち入ること。

(７)　前各号に掲げるもののほか、庁内使用の規整又は庁内秩序の維持に支障を及ぼす行為をすること。

*一部改正〔平成24年規則101号・令和３年15号〕*

（違反者等に対する措置）

**第13条**　管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する者又はそのおそれが明らかである者に対し、庁舎若しくは庁内への入場を拒否し、許可若しくは承認を取り消し、又は行為の禁止若しくは退去を命じ、又は物件の撤去を命じ任意に撤去しないときは、自らこれを撤去することができる。

(１)　第６条の規定に違反して氏名、出入りの目的その他管理責任者が必要と認める事項を明らかにしない者

(２)　第８条から第10条までの各規定に違反する者

(３)　第11条第１項の規定又は同条第２項の規定により付された条件に違反する者

(４)　第12条の規定に違反する者

*一部改正〔昭和54年規則65号・令和３年15号〕*

（警察本部長への委任）

**第14条**　警察の用に供する庁舎及びその敷地における使用の規整及び秩序の維持に関する事項は、警察本部長に委任する。

*一部改正〔昭和39年規則68号・41年40号・59年40号・平成４年19号・42号・19年67号〕*

（委任規定）

**第15条**　この規則に定めるもののほか、門の開閉、駐車場の指定その他の細部事項は、管理責任者が定める。

附　則

１　この規則は、昭和35年４月７日から施行する。

２　この規則施行の際、この規則の規定によれば許可又は承認を受けるべき事項で、既に従前の規程等によりその使用又は行為が認められているものについては、この規則施行の日から１箇月に限りこの規則の各相当規定により許可又は承認されたものとみなす。

附　則（昭和36年９月26日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和37年８月３日規則第69号抄）

（施行期日）

１　この規則は、昭和37年８月６日から施行（中略）する。

附　則（昭和39年３月24日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和39年３月31日規則第68号抄）

１　この規則は、昭和39年４月１日から施行する。

附　則（昭和41年６月14日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和43年５月31日規則第55号）

この規則は、昭和43年６月１日から施行する。

附　則（昭和43年６月21日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第１条の規定（中略）は、昭和43年７月１日から施行する。

附　則（昭和43年７月16日規則第76号抄）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和44年４月１日規則第30号抄）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和44年７月16日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和45年３月31日規則第40号抄）

１　この規則は、昭和45年４月１日から（中略）施行する。

附　則（昭和46年８月10日規則第93号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和47年４月１日規則第81号抄）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和48年７月24日規則第90号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和52年３月31日規則第19号）

この規則は、昭和52年４月１日から施行する。

附　則（昭和54年７月17日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和55年３月31日規則第59号）

この規則は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年５月15日規則第101号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和56年10月１日規則第136号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和57年３月30日規則第17号）

この規則は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則（昭和57年５月31日規則第46号）

この規則は、昭和57年６月１日から施行する。

附　則（昭和59年３月31日規則第40号抄）

（施行期日）

１　この規則は、昭和59年４月１日から施行する。

附　則（平成元年８月１日規則第90号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２年６月29日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３年５月14日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年２月７日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年３月31日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年７月31日規則第42号）

この規則は、平成４年８月１日から施行する。

附　則（平成５年３月26日規則第21号）

この規則は、平成５年３月27日から施行する。

附　則（平成５年10月29日規則第90号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成６年３月31日規則第72号）

この規則は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成６年４月28日規則第124号）

この規則は、平成６年５月１日から施行する。

附　則（平成７年６月13日規則第73号）

この規則は、平成７年６月16日から施行する。

附　則（平成７年６月30日規則第79号）

この規則は、平成７年７月１日から施行する。

附　則（平成10年４月28日規則第53号）

この規則は、平成10年５月１日から施行する。

附　則（平成11年３月31日規則第28号抄）

（施行期日）

１　この規則は、神奈川県部設置条例等の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第42号）の施行の日〔平成11年６月１日〕から施行する。（後略）

附　則（平成13年３月30日規則第29号）

この規則は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月30日規則第30号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月29日規則第114号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日規則第67号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月31日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年３月30日規則第31号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日規則第37号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成24年11月27日規則第101号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年３月29日規則第47号）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月28日規則第49号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月31日規則第51号）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月29日規則第25号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年２月28日規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年３月30日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年３月５日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年３月26日規則第21号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。ただし、別表区分の欄の改正規定（「、合人社横浜日本大通７ビル内分庁舎」を削る部分に限る。）は、同年７月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| 区分 | 管理責任者 |
| 県庁本庁舎、県庁新庁舎、県庁東庁舎、県庁西庁舎、横浜合同庁舎、日本経済新聞社横浜支局ビル内分庁舎及び京阪横浜ビル内分庁舎 | 総務局財産経営部長 |
| 出先機関及び駐在事務所（神奈川県行政組織規則第８条の２及び第78条に規定する駐在事務所をいう。）の庁舎 | 神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）第17条第１項の規定による管理者  借り受けている庁舎にあつては、当該庁舎を使用し、又は所管する本庁機関（神奈川県行政組織規則第２条第3１号に規定する本庁機関をいう。）及び出先機関の長 |
| 独立の倉庫、車庫その他の建物 | 上記に同じ。 |

*一部改正〔昭和36年規則78号・37年69号・39年14号・68号・41年40号・43年55号・60号・76号・44年30号・71号・45年40号・46年93号・47年81号・48年90号・52年19号・55年59号・56年101号・136号・57年17号・46号・59年40号・平成元年90号・２年38号・３年31号・４年４号・19号・５年21号・90号・６年72号・124号・７年73号・79号・10年53号・11年28号・13年29号・16年30号・17年114号・19年67号・20年17号・22年31号・24年37号・25年47号・26年49号・27年51号・28年25号・29年８号・30年33号・令和３年21号〕*